○国土交通省告示第八百五十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
美幌VOR	上欄に同じ	N43°53′ E144°10′ 北海道網走郡大空町	117.5	200	なし	ＢＨＥ	24時間	令和７年10月２日	美幌ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
女満別VOR	上欄に同じ	N43°53′ E144°10′ 北海道網走郡大空町	110.85	200	なし	ＴＢＥ	24時間	昭和54年６月１日（令和７年10月２日から令和８年２月18日まで供用休止）	女満別ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									
供利VOR	上欄に同じ	N27°03′ E128°24′ 鹿児島県大島郡与論町	117.05	100	なし	ＯＭＥ	８時30分から18時30分まで（10月１日から３月31日までの間は、８時30分から17時30分まで）	令和７年10月２日	供利ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

改正前

1　VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
女満別VOR	上欄に同じ	N43°53′ E144°10′ 北海道網走郡大空町	110.85	200	なし	ＴＢＥ	24時間	昭和54年６月１日（平成23年３月10日から供用再開）	女満別ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									
与論VOR	上欄に同じ	N27°03′ E128°24′ 鹿児島県大島郡与論町	112.25	100	なし	ＹＲＥ	８時30分から18時30分まで（10月１日から３月31日の間は、８時30分から17時30分まで）	平成５年３月４日（平成21年２月12日から供用再開）	与論ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用